9・13全会一致継続

陳　情　文　書　表

受理番号	陳情３第１６号	受理年月日	令和３年８月６日
陳 情 者	22年 中目で開業		
件　　名	出張訪問の理美容施術の法律に関する陳情		

出し直しを前提に継続にしてほしい _

【陳情の趣旨】

昨今の世の中の状況からあらゆるサービスが時代性（需要）と共に新しい型に急速に変化していると思います。しかし、私が職業としております美容師業界は働き方の可能性をまだ秘めているのに、美容師法の縛りによって働き方の幅がかなり限定されていると感じております。その影響を一番に受けておりますのが訪問美容です。美容師法の垣根が取り払われる事により、あらゆるサービス、雇用、他業種との連携により新しい経済活動の場が生まれてくるのではないかと考えております。

今回のコロナ禍でも自粛要請の対象とならない、つまり、人間が心身共に健やかに社会生活を送るのに必要な仕事であるということを国や都が認めております。その価値と可能性を広げる事により、更なる業界全体としての社会貢献のために美容師法の見直しを考査いただきたく陳情させていただきます。

【陳情事項】

美容師法施行令第４条の「美容所以外の場所で業を行なうことができる場合」の内容の対象範囲の拡張（病気等を理由とした者だけではなく、何ら問題のない健常者も対象に含めるなど）を考査していただきたいです。あるいはこの内容を国に提案していただきたいと考えております。どうぞ宜しくお願い致します。

（恐縮ですが例えば）

1　周囲の環境等に迷惑にならない相当な範囲内で行なう事。
2　衛生に必要な器具及び薬品（消毒等）を必ず持参する事。
3　依頼者から必ず同意書にサインを要する。　互いの同意
4　同意書と共に領収書を発行し、定められた機関に提出する事。
　　など細かい要件を設けてその要件を満たすなら許可する。等

美容とは、美容室の定義が法律上されている。
コロナ禍において事業者から出張しても良いのか問い合わせが数件きていた。

生活福祉委員会資料
令和３年９月１３日
健康推進部生活衛生課

出張訪問の理美容施術の法律に関する陳情（補足説明資料）
～出張美容・出張理容に関する法令の参考条文等について～

１　出張美容に関する法令の参考条文

（１）美容師法

（美容所以外の場所における営業の禁止）

第７条

美容師は、美容所以外の場所において、その業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

（２）美容師法施行令

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第４条

美容師が法第７条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

１　疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合

２　婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合

３　前二号のほか、都道府県（地域保健（昭和２２年法律第１０１号）第５条第１項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

（３）目黒区美容師法施行条例

（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）

第４条

政令第４条第３号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合

(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

２　出張理容に関する法令の参考条文

（１）理容師法

第６条の２

理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

【裏面あり】

（２）理容師法施行令

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第４条

理容師が法第６条の２ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

１　疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合

２　婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合

３　前二号のほか、都道府県（地域保健（昭和２２年法律第１０１号）第５条第１項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

（３）目黒区理容師法施行条例

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第４条

政令第４条第３号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合

(2) 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

３　出張美容・出張理容に関する参考通知

平成２８年３月２４日付け生食衛発０３２４第１号「理容師法施行令第４条第１号及び美容師法施行令第４条第１号に基づく出張理容・出張美容の対象について」厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知

別紙のとおり。

以　　上

やさしいブラウザ

添付一覧

添付画像はありません

全文印刷

○理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について

(平成28年3月24日)
(生食衛発0324第1号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)

(公印省略)

理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと(以下「出張理容・出張美容」という。)については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、「現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。」とともに、「「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされたところです。

今般、同計画を踏まえ、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第1号及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第1号に規定する「疾病その他の理由により、理容所(美容所)に来ることができない者」に該当すると考えられる者について、下記のとおり整理しましたので、下記内容を十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

1　理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。

(1)　疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの

(2)　自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

なお、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、理容師法(昭和22年法律第234号)第6条の2及び美容師法(昭和32年法律第163号)第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。

2　出張理容・出張美容の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1)　出張理容・出張美容の実施に当たっては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」(平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添)を衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。

(2)　出張理容・出張美容の対象とならない者に対して、出張理容・出張美容を行うことは、理容師法又は美容師法違反となるものであり、そのような行為が行われることのないよう、出張理容・出張美容の実施状況等について把握に努め、仮に法律違反の行為を把握した場合には、厳正に対処すること。

(3)　1(2)に示した者に対し、出張理容・出張美容を行う場合にあっては、施術を受ける者の監護下にある者に事故等が生じないよう留意すること。

やさしいブラウザ
ページ分割表示

添付一覧

添付画像はありません

全文印刷

○出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

(平成19年10月4日)
(健発第1004002号)
(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長通知)

近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設など理容所又は美容所以外の場所に理容師又は美容師が出向いて行う理容又は美容(以下「出張理容・出張美容」という。)に対する社会的なニーズが高まっており、これまで以上に出張理容・出張美容に係る衛生の確保が求められているところであるが、出張理容・出張美容の衛生の確保について必ずしも全国的に十分な指導等がなされているとは言えない実情にある。

ついては、今般、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、別添のとおり「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を定めたので、下記事項にも留意の上、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1　出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより行われたいこと。

2　出張理容・出張美容について、理容師法(昭和23年法律第234号)第11条第1項又は美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき都道府県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者(当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。)であれば、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、その実施主体としてふさわしいと考えられる。しかし、各都道府県、政令市又は特別区がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、本要領に基づく衛生措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例又は要綱等を制定するなどにより、特にその指導に遺漏なきを期されたいこと。

(別添)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

第1　目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2　作業環境

1　不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。

2　作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。

3　作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。

4　作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3　携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

1　洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの

2　使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの

3　消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの

4　外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料

5　手洗いに必要な石鹸、消毒液等

やさしいブラウザ

ページ分割表示

添付一覧

添付画像はありません

全文印刷

3　手洗いに必要な石けん、消毒液等

第4　管理

1　作業環境の管理

(1)　作業場内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫等の動物を入れないこと。

(2)　作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2　携行品等の管理

(1)　洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。

(2)　使用済みのかみそり(頭髪のカットのみの用途(レーザーカット)に使用するかみそりを除く。以下同じ。)及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3　従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第5　衛生的取扱い等

1　作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

2　作業中、従業者は清潔な外衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。

3　従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

4　作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。

5　皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。

6　皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。

7　皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。

8　使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。

9　蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。

10　客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。

11　作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。

12　毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。

13　皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。

14　感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等を参考にすること。

15　パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6　消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領(昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知)に準じること。

第7　自主管理体制

1　衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法